

四国中央市下水道特別重点調査業務仕様書

第1章 総則

1.1 適用範囲

- (1) 本仕様書は、四国中央市が管理する下水道管路の特別重点調査(以下「調査」という。)に適用する。
- (2) 本仕様書に疑義が生じた場合又は本仕様書に定めのない事項については、発注者と受注者との協議により決定する。

1.2 法令等の順守

- (1) 受注者は、調査を実施するにあたり、次に掲げる法律及びこれに関連する法令、条例、規則等並びに当市が他の企業等と締結している協定等を遵守しなければならない。

- ①労働基準法
- ②労働者災害補償保険法
- ③消防法
- ④緊急失業対策法
- ⑤建設業法
- ⑥建築基準法
- ⑦港湾法
- ⑧毒物及び劇物取締法
- ⑨道路法
- ⑩下水道法
- ⑪中小企業退職金共済法
- ⑫道路交通法
- ⑬河川法
- ⑭電気事業法
- ⑮騒音規制法
- ⑯廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- ⑰水質汚濁防止法
- ⑱酸素欠乏症等防止規則
- ⑲労働安全衛生法
- ⑳振動規制法
- ㉑環境基本法
- ㉒四国中央市公害防止条例

(2) 使用人に対する諸法令等の運用、適用は、受注者の負担と責任のもとで行うこと。なお、建設業退職金共済組合及び建設労災補償共済制度に伴う運用については、受注者の責任において行うこと。

(3) 適用を受ける諸法令は、改訂等があった場合は最新のものを使用することとする。

1.3 提出書類

(1) 受注者は、契約締結後、速やかに次の書類を提出し、承諾を受けたいえ、調査に着手すること。

①業務着手届

②配置技術者届

③業務工程表

④職務分担表

⑤業務計画書

⑥調査計画書

⑦酸素欠乏危険作業主任者届

(酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習終了証の写しを添付すること。)

(2) 提出した書類の内容を変更する必要がある時は、直ちに変更届を提出すること。

(3) 受注者は、着手日から調査完了日までの期間中、調査日報を監督員に提出すること。

(4) 調査が完了した時は、速やかに次の書類又は電子データを提出すること。

①出来高調書

②調査記録写真・動画データ

③完了図書一式

(5) 前各号のほか、監督員が提出するように指示した書類は、指定期日までに提出すること。

1.4 官公署への手続

受注者は、契約締結後、速やかに関係官公署に、調査に必要な届出を行い、又は許可申請を行い、その許可を受けること。なお、関係官公署との協議内容については、その都度、書面により報告すること。

1.5 現場体制

(1) 受注者は、契約締結後速やかに調査の技術及び経験を有する管理技術者を常駐させて、所定の業務に従事させること。

(2) 管路内の調査を行う際は、酸素欠乏危険作業主任者を定め、作業時に現場に常駐させ、所定の業務に従事させること。

(3) 受注者は、善良な調査員を選定し、秩序正しい調査を行わせ、かつ、熟練を要する作業は、相当の経験を有する者を従事させること。

1.6 再委託の届出

(1) 受注者は、調査の一部を再委託し履行する場合は、あらかじめ監督員の承諾を得なければならない。その後、受注者は、着手に先立ち、再委託履行承認申請書を提出し、監督員の承諾を得ること。ただし、受注者は、印刷、製本等の簡易な業務の再委託にあたっては、監督員の承諾を必要としないものとする。

(2) 調査の実施にあたって、著しく不適當であると認められる再委託業者は、交代を命ずることがある。

この場合は、受注者は、直ちに必要な措置を講じること。

1.7 地先住民等との協調

(1) 受注者は、調査を実施するにあたり、地先住民等に調査内容を説明し、理解と協力を得ること。

(2) 受注者は、地先住民等からの要望、もしくは地先住民等と交渉があった時は、遅滞なく監督員に申し出て、その指示を受け、誠意を持って対応し、その結果を速やかに書面にて報告すること。

(3) 受注者は、いかなる理由があっても、地先住民等から報酬、又は手数料等を受け取ってはならない。

(4) 使用人等が前項の行為を行った時は、受注者がその責任を負うこと。

1.8 損害賠償及び補償

(1) 受注者は、下水道施設に損害を与えた時は、直ちに監督員に書面にて報告し、その指示を受けるとともに、速やかに現状復旧することとする。

(2) 受注者は、調査にあたり、万一、注意義務を怠ったことにより、第三者に損害を与えた時は、その復旧及び賠償に全責任を負うこと。

1.9 工程管理

(1) 受注者は、あらかじめ提出した工程表に従い、工程管理を適正に行うこと。

(2) 予定の工程表と、実績とに差が出た場合は、必要な措置を講じて、調査の円滑な進行を図ること。

(3) 受注者は、毎月末、履行報告書により、調査の進捗状況を監督員に報告すること。

(4) 作業実施の都合上、土曜、日曜、祝日等に作業を行う必要がある場合は、あらかじめ監督員の承諾を受けること。

1.10 調査記録写真

受注者は、次の各項に従って、調査記録写真を撮影し、調査完了時に、監督員に提出すること。

(1)撮影は、調査日毎に、1箇所以上の昼夜間時の保安施設の状況、交通誘導警備員の配置状況、テレビカメラ等使用機器の状況、酸素及び硫化水素濃度等の測定状況、監督員が指定する内容について、行うこと。

第2章 安全管理

2.1 一般事項

- (1) 受注者は、公衆災害、労働災害及び物件損害等の未然防止に努め、各種法律の定めるところに従い、防止に必要な措置を講ずること。
- (2) 作業中は、気象状況に十分注意を払い、豪雨出水、地震等が発生した場合は、直ちに処置できるような対策を講じておくこと。
- (3) 事故防止を図るため、安全管理については、調査計画書に明示し、受注者の責任において実施すること。

2.2 安全教育

受注者は、調査に従事するものに対して定期的に安全教育を行い、作業者の安全意識の向上を図ること。また、労働安全衛生法施行規則で定める酸素欠乏危険作業に係わる業務についての教育を行うこと。

2.3 労働災害防止

- (1) 現場の調査環境は、常に良好な状態に保ち、機械器具その他の設備は常時点検して、調査に従事する者の安全を図ること。
- (2) マンホール、管渠等に出入りし、又はこれらの内部で作業を行う場合は、酸素欠乏危険作業主任技術者の指示に従い、酸素欠乏空気、有毒ガスなどの有無を、調査開始前と作業中は常時調査し、換気等事故防止に必要な措置を講じるとともに、呼吸用防護具等を常備すること。
- (3) 調査中、酸素欠乏空気や有毒ガスなどが発生した場合は、直ちに必要な措置を講ずるとともに、監督員及び他関係機関に緊急連絡を行い、その指示により、適切な措置を講ずること。
- (4) 資格を必要とする諸機械を取り扱う場合は、必ず有資格者をあて、かつ、交通誘導警備員を配置すること。

2.4 公衆災害防止

- (1) 調査中は、常時調査現場周辺の居住者及び通行人の安全、並びに交通、流水等の円滑な処理に努め、現場の保安対策を十分講ずること。
- (2) 調査現場には、下水道特別重点調査と明示した標識を設けるとともに、夜間には十分な照明及び保安灯を施し、通行人及び車両交通等の安全の確保に努めること。
- (3) 調査区域内には、交通誘導警備員を配置し、車両及び歩行者に通行の誘導、並びに整理を

行うこと。

(4) 調査に伴う交通処理及び保安対策は、本仕様書に定めるところによるほか、関係官公署の指示に従い、適切に行うこと。

(5) 前項の対策に関する具体的事項については、関係機関と十分協議して定め、協議結果を監督員に提出すること。

2.5 その他

(1) 受注者は、調査にあたって、下水道施設又はガス管等の付近では、絶対に裸火を使用しないこと。

(2) 万一、事故が発生した場合は、緊急連絡体制に従い、直ちに監督員及び関係官公署に報告するとともに、速やかに必要な措置を講ずること。

(3) 前項の通報後、受注者は事故の原因、経過及び被害内容を調査のうえ、その結果を書面により、直ちに届け出ること。

第3章 調査

3.1 調査箇所

別紙2及び別紙3に示す汚水幹線及び雨水幹線とする。

なお、下水道管路の全国特別重点調査において、優先的に実施すべき箇所に該当する箇所は含まれていない。

3.2 調査方法

(1) 潜行目視やテレビカメラ(ドローン、浮流式等を含む)により管路内(マンホールを含む)の調査を全線にわたり実施し、専門家によるチェックを行うこと。

(2) 前号の調査で、3.3 判定基準によりⅠ又はⅡと判定された場合は、空洞調査を実施すること。なお、空洞調査の具体的な方法は、管渠の埋設深さに合った適切な調査方法にて行うこと。

①埋設深が2m以浅の場合は、路面からの空洞調査を実施すること。

②埋設深が2mより深い場合は、地上からの簡易な貫入試験(サウンディング試験)もしくは管路内からの空洞調査を実施すること。

③空洞調査は、1m程度の空洞の可能性を調査できる技術により実施すること。

(3) 必要に応じて測量調査を行い、マンホールで管底高等の計測を行い、勾配不足、逆勾配やマンホールでの逆段差等、潜行目視調査やテレビカメラ調査では分かりにくい異常を把握すること。

(4) 前各号の調査にあたっては、換気や流出防止措置などの安全対策を十分に実施すること。また、管路内の水位が高い等により調査が困難な場合には、深夜などの流量の少ない時間帯に上流のポンプ場を停止し管内貯留をしつつ、住民にも深夜の下水道の使用自粛を要請するなど、

最大限の水位低下を図り、調査を実施すること。

3.3 判定基準

特別重点調査においては、以下の判定基準とする。

「ストックマネジメント手法を踏まえた下水道長寿命化計画策定に関する手引き(案)(平成25年9月 国土交通省)」における腐食、たるみ、破損のいずれかにランク A があれば「Ⅰ:速やかに対策を実施する」、B が有れば「Ⅱ:応急措置を実施した上で、5年以内に対策を実施する」と判定する。

3.4 緊急改築の提案

管路内に不具合が確認された場合は、管路の緊急的な改築方法(管路の部分的な改築を含む。)及び、管路の周囲に空洞が確認された場合には、その対処方法の提案を行うこと。

第4章 報告書

4.1 報告書

- (1) 調査結果は、調査判定基準及び緊急度判定基準、空洞調査については各調査方法に応じた判定基準をもとに報告書を作成し、提出すること。
- (2) 調査結果をテレビモニター等から収録する場合は、解像度が下がらないようにすること。
- (3) 提出する成果品は、図書と電子データを納品すること。

電子データについては、監督員が指定する形式にて、SSD に保存すること。

また、電子データをクラウド保存する場合には、今年度の利用料などの経費については、受注者が負担するものとし、次年度以降の利用料について、発注者とする。なお、クラウドを活用する場合には、事前に監督員と協議を行い、承諾を得ること。

- ①調査報告書
- ②調査箇所図面(調査路線図、不良箇所位置図等)
- ③不良箇所写真帳
- ④調査映像・写真データ(SSDに保存するのみ)
- ⑤その他監督員の指示するもの
- ⑥各種電子データ